破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１６９号
長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷1055番地
破産者　小園　　篤
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山4589番地
破産者　下山袈裟男
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１１１号
群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山4589番地
破産者　下山みち子
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１２１号
千葉県木更津市長須賀2445―８、住民票上の住所千葉県木更津市中央２丁目４番23号
破産者　金子　弘子
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１２２号
千葉県木更津市長須賀2445―８、住民票上の住所千葉県木更津市中央２丁目４番23号
破産者　金子　昌彦
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１４９号
千葉県君津市外箕輪１丁目21番９号、破産開始決定時の住所千葉県君津市北子安２丁目７番25号
破産者　鳥潟　正一
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１５６０号
札幌市豊平区中の島２条１丁目１番８号　グランドコーポ中の島501号
破産者　北山　朋子
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８５５号
札幌市西区発寒12条３丁目４番13号　あずみビル302号
破産者　古井　順一
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５００号
札幌市厚別区もみじ台西３丁目３番５―201号、開始決定時の住所札幌市厚別区青葉町７丁目１番25―202号
破産者　太田　達己
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５０１号
札幌市厚別区もみじ台西３丁目３番５―201号、開始決定時の住所札幌市厚別区青葉町７丁目１番25―202号
破産者　太田亜紀子
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３９号
北海道茅部郡森町字砂原西４丁目258番地１
破産者　加藤　松吉
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４０４号
北海道稚内市港３丁目７番５号
破産者　新出　哲也
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９８号
北海道上川郡和寒町字東町33番地
破産者　江口　昭彦
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０号
盛岡市玉山区芋田字沢田53番地２
破産者　高橋　清二
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１４８号
宮城県加美郡加美町谷地森字根岸25番地
破産者　武田　真宏
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第７１７号
埼玉県富士見市大字水子916番地６
破産者　河田　　勉
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２５号
埼玉県所沢市向陽町2078番地の１　エステ・スクエア新所沢116
破産者　冨田　　穣
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６５号
大阪府堺市北区長曽根町545番地　下野池住宅1002号
破産者　松井　高雄
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２９号
長野県上田市中野865番地２
破産者　依田　春雄
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部